

変更登録

(1) 変更登録申請の事例

登録を受けた漁船の所有者は、「漁船登録票」に記載されている事項のうち、次のア～ケに掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日から2週間以内に、その変更の理由を付して青森県知事に対し変更の登録を申請しなければなりません。

- ア 所有者の氏名又は名称及び住所
- イ 船名
- ウ 総トン数
- エ 船の長さ、幅及び深さ
- オ 推進機関の種類及び馬力数
- カ 無線電波の型式及び空中線電力
- キ 漁船の使用者の氏名又は名称及び住所
- ク 主たる根拠地
- ケ 漁業種類又は用途

漁船の規模や状態によっては、変更登録の申請前に、建造許可、改造許可、転用許可を要する場合がありますので、「漁船登録手順」も参照してください。

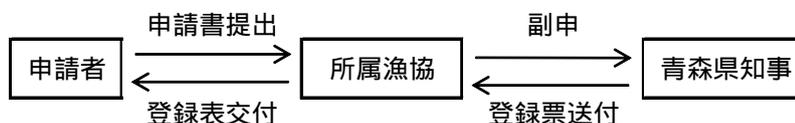
また、上記ウ、エの場合では、変更登録申請前に総トン数の測度を受ける必要があります。

(2) 申請手続き

- ア 申請先 青森県知事
- イ 申請書 NO.22
- ウ 手数料 別表(G)を参照のうえ、トン数に応じて区分(E)～(H)相当分の県証紙を申請書に貼付
- エ 添付書類 別表(F) (下表の「添付書類」欄のアルファベットは別表(F)区分欄に対応)

	事 由		添付書類	変更事由
11	船名を変更した場合	総トン数20トン以上 総トン数20トン未満	区分(M) 区分(N)	船名変更 船名変更
12	所有者の氏名又は名称 を変更した場合 (改名、改称)	総トン数20トン以上 総トン数20トン未満	区分(O) 区分(P)	氏名(名称)変更
13	所有者の住所を変更し た場合	総トン数20トン以上 総トン数20トン未満	区分(O) 区分(P)	所有者住所変更
14	使用者を変更した場合		区分(Q)	使用者変更
15	使用者の氏名又は名称 若しくは住所を変更し た場合		区分(R)	使用者 変更
16	使用者死亡により使用 権を相続した場合		区分(S)	使用権相続
17	総トン数を変更した場合 (登録寸法の変更を伴わ ない場合に限る)		区分(X)	総トン数変更
18	無線電話(電信)を設置 又は変更若しくは撤去し た場合		区分(T)	無線電話(電信)
19	漁業種類を変更した場 合	改造許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(U) 区分(V)	改造許可() 漁業種類変更
20	登録寸法を変更した場 合	改造許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(W) 区分(X)	改造許可() 登録寸法変更
21	推進機関を変更した場 合	改造許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(Y) 区分(Z)	改造許可() 推進機関変更

- オ 提出部数(申請書及び添付書類) 各1部
- カ 申請等経路



(3) 漁船変更登録申請書記入要領(要点)

ア 所有者の氏名又は名称

所有者が複数の場合は、申請書に 外何名と記載し、別紙に全員連名捺印のうえ代表者を明らかにすること。

イ 登録番号

所持している「漁船登録票」を参照のうえ、必ず記入すること。

ウ 船名

所持している「漁船登録票」を参照のうえ、必ず記入すること。

エ 変更事項

(1)～(11)の項目のうち、変更となった項目のみを変更後の内容で記入し、変更とならない項目については記入しないこと。

それぞれの項目の記入要領については、新規登録の記入要領を参照のこと。

オ 変更事由

(2)エの添付書類表中、「事由」欄に対応した「変更事由」欄を参照し、「 による」との形式を参考として記入すること。